

○ 二人副署長制度の内容及び所掌事務について（通達）

〔平成31年2月19日務甲達第17号〕  
〔石川県警察本部長から部課署長宛て〕

対号 平成25年3月15日付け務甲達第25号「二人副署長制度の導入について（通達）」

見出しの件については、警察署長の補佐体制を強化することによって、警察署における適正な業務運営の確保と警察署長の実質的な指揮監督機能の強化を図ることを目的として、対号に基づき、運用がなされているものであるが、この制度の内容及び所掌事務について、下記のとおり見直しを行ったので、誤りのないようにされたい。

なお、対号については、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 施行日

平成31年3月6日

2 職名

1名を「副署長（事務担当）」の職名とし、その他の職員をもって充てる。

3 制度の内容

制度を導入する警察署では、副署長（事務担当）は、当該警察署会計課の事務及び警務課の事務の一部について担当し処理する。

なお、副署長相互で競合する事務及び特に重要と認められる事項については、その都度、相互に合議して処理するものとする。

4 所掌事務

制度を導入する警察署の警務課及び会計課が所掌する事務は次のとおりとする。

(1) 警務課

警察本部（以下「本部」という。）総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項

(2) 会計課

本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備に関する事項を除く。）の所掌に属する事項

## 5 各副署長の担当事務

### (1) 副署長

- ア 警察署警務課の事務のうち別に定める事項
- イ 警察署会計課を除く課の事務

### (2) 副署長（事務担当）

- ア 警察署警務課の事務のうち別に定める事項
- イ 警察署会計課の事務

## 6 副署長相互の合議

警察署長が必要と認める事項については、相互で合議して処理するものとし、そのほか「職員の配置及び分限に関すること。」「公務災害、補償及び職務執行に伴う物的損害の補償に関すること。」等、副署長相互で競合する事務及び特に重要と認められる事項についても、その都度、相互で合議して処理するものとする。

## 7 留意事項

副署長は、警察署長を的確に補佐し、適正かつ円滑な業務運営がなされるよう、相互に情報を共有し緊密な連携を図ること。